

実施項目	(40) 県有資産の利活用	担当部課 (室)名	総務部財政課	
<p>1. これまでの取組状況および課題</p> <p>歳入を確保するため、未利用県有地の計画的な売却に努めた。また、平成19年度末からは「県有財産活用検討会議」を設置し、県が保有する公有財産のうち未利用となっているものについて、情報の共有化を図るとともに、利活用および処分方針の決定、処理目標期限の決定を行い、公有財産の利活用の促進に取り組んだ。</p> <p>しかし、昨今の景気低迷や地価の下落等が売払収入確保に影響を及ぼしているほか、県有資産を活用した広告事業も応募が低調であるなど厳しい状況にあるが、歳入確保に向けて県有資産のさらなる利活用に努める必要がある。</p>				
<p>2. 計画期間中における取組</p>				
<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>県が保有する財産、権利等について、広告宣伝等媒体としての活用を図るほか、未利用となっている行政財産の貸し付けなど県有資産の利活用を促進し、歳入の確保に努める。</p>				
<p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア 未利用県有地の売却処分等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用となっている財産について、県有財産活用検討会議において情報の共有化を図るとともに、有効利用の方向と処理目標期限を決定して、利活用および処分を進める。 <p>イ 庁舎および敷地等の有効活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の余裕敷地・余裕床を洗い出し、貸付に向けた物件の環境整備や要件緩和など条件整備や募集を推進する。 ・自動販売機の設置について、原則全ての自販機を公募対象とし拡大について検討する。 ・県有資産を活用したネーミングライツ販売の推進や広告の募集施設の拡大など広告等事業を推進する。 				
<p>(3) 平成27年度以降の取組の方向</p> <p>継続して県有財産の利活用を推進し、歳入の確保に努める。</p>				
<p>3. 具体的取組項目のスケジュール</p>				
具体的取組項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
ア 県有財産活用検討会議の決定に基づく未利用財産の利活用、処分の推進	継続実施			→
イ 行政財産の貸付の推進	条件整備、募集の推進			→
イ 公募可能な自動販売機の設置拡大の検討	公募制の本格実施	拡大の検討と公募の推進		→
イ 広告等事業の推進	継続実施			→